

県南広域振興局長告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

令和8年2月24日

県南広域振興局長 菅原健司

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310900097	介護支援事業所室根	一関市室根町折壁字八幡沖116番地	令和8年3月31日
0310900105	介護支援事業所大東	一関市大東町渋民字大洞地55番地8	〃

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310900105	介護支援事業所大東	一関市大東町渋民字大洞地55番地8	令和8年3月31日